令和元年度

社会福祉法人

划羽粉社会福祉協農金

事業紹介 特集号





地域で支えよう福祉社会





社会福祉協議会とは?

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」を図ることを目的とした、営利を求めない民間の福祉団体です。社会福祉協議会は、社会福祉法に規定され各都道府県及び各市区町村に1か所設置されています。地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、地域の皆様や民生委員・児童委員、社会福祉関係者等と連携・協力を図りながら様々な活動を行っています。

今年度の方針

刈羽村も少子高齢化や核家族化等による家族形態の変容によって地域 社会が大きく変化し、地域住民が抱える生活課題は多様化しています。

公的サービスだけでは解決することが困難な中、地域で暮らす全ての人がいきいきと幸せな生活を送るためには、住民同士の支え合いや高齢者等を地域社会全体で見守ることが大切です。様々な問題に対して包括的に取り組むため「地域包括ケアシステム」の構築、基盤整備、また関係機関等との連携強化がますます重要になっています。

高齢者の社会参加促進のため、ボランティアセンター事業の強化を図り、話し合いの場づくりや通いの場、介護予防教室のさらなる充実を進めてまいります。

今後ますます厳しくなると予想される介護保険事業においては、まず居 宅介護支援事業を2人体制にし、ご自宅で介護を必要とする方が安心した 生活を送れるよう事業の運営強化に努めます。また権利擁護を積極的に進 めるべく、法人後見事業や日常生活自立支援事業の一層の充実を図りま す。加えて包括的支援体制構築事業にも取り組み、総合的な相談支援活動 を支援します。

社会福祉協議会職員が積極的に地域へ出向き、『誰もが住み慣れた地域で 心豊かに暮らし続けたい』という願いを実現するため、関係機関等と連携・ 協力を図り、住民の皆様との協働による福祉事業を推進し、住民支援に努め てまいります。

介護予防の推進をしています。

介護予防教室事業

日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを行います。

開催日時 毎週月~金曜日 10:00~15:00

対象者 要支援1または2の方。基本チェックリストに該当する方。

参加費 500円/回

会 場 刈羽村老人福祉センター



「**ふれあいカフェ」コース** (火曜日開催)

身の回りのことが自分でできる方が定期的な外出で健康を保ち、仲間との交流や趣味・余暇活動を通じて社会的交流を行い、孤立感の解消を図ります。



「いこうで」コース (月・水・木・金曜日開催)

家に閉じてもりがちで声掛けや見 守りが必要な方が、仲間との交流 や趣味・余暇を通して孤立感の解 消を図り、要介護状態になること をできる限り遅らせます。



「男の茶の間」コース (金曜日開催)

男だけの集いの場として、定期的 な外出で健康を保ち、仲間との交 流や趣味・余暇活動を通じて社会 的交流を行い、孤立感の解消を図 ります。

介護予防体操教室事業

週に1回の運動習慣を身に付け、運動を継続することで、筋力や体力低下を防ぎ、介護予防や認知症予防につなげます。

いきいき体操教室

「老化」の一言で片付けず、意図的な運動を継続して行う ことによって、身体や脳の衰えを予防します。

開催日時 毎週水曜日 10:00~11:30

参加費 月額 1,000円

会 場 刈羽村老人福祉センター

送 迎 いきいき体操教室送迎のバスがあります。





運動習慣づくり体操教室

早いうちから運動習慣をつくり、筋力強化としなやかな筋肉づくりを目指します。

開催日時 毎週金曜日 10:00~11:30

参加費 月額 1,500円

会 場 刈羽村老人福祉センター

住民が気軽に集える場づくりを推進しています。

おいで家

住民の誰もが気軽に集える場として、おしゃべりや創作活動など、ぶらりと出掛けられる居場所づくりを行います。

対 象 者 各地区にお住まいの方どなたでも

※地区を越えての参加もOKです。

開催場所 5地区の集会場で各毎月1回

※刈羽地区は、刈羽村老人福祉センターが会場です。

開催日 第1水曜日 油田·黒川地区

第1木曜日 高町地区

第2木曜日 赤田地区

第3木曜日 勝山地区

第4木曜日 刈羽地区

開催時間 10:00~12:00

※昼食提供の日は10:00~14:00

参加費 100円 ※昼食提供の場合は300円





ふれあい・いきいきサロン



地域住民参加による仲間づくりや交流を通して、地域における福祉コミュニティづくりの推進を図ります。

身近な集落センター等に気軽に集まり、お茶飲みやレクリエーションなどを通じて仲間作りや孤独感の解消、介護予防、認知症予防の推進を図ります。

刈羽村では、すべての集落で定期的にサロンが開催されており、 その運営は住民の皆様によって行っていただいています。

開催日時・会場ともに、各集落によって異なりますので、興味・ 関心のある方は、各集落の区長さん、または、刈羽村社会福祉協議 会までお問い合せください。

■ 老人福祉センター無料開放

刈羽村老人福祉センターオープン化事業として、老人福祉センターを無料開放しています。カラオケや入浴が無料です。 ぜひご利用下さい!! 老人福祉センターを開放して、囲碁・将棋、卓球、カラオケ、 入浴などを通して、健康の維持増進や親睦等を図ります。

開放日時 毎週土・日曜日 9:00~16:00まで ※入浴の利用は、10:00~16:00まで

ミニミニ教室

福祉センターをもっと多くの方に利用していただけるよう、不定期で各種 講座や研修会を開催しています。



権利擁護の支援を推進しています。

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

高齢の方や障がいのある方が自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭 管理など、その他必要な生活支援を行います。

対象者 認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある方等。

お手伝いする内容

●福祉サービス利用のお手伝い

- ・福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- ・利用料の支払い
- ・苦情解決制度を利用する手続き

●日常的なお金の出し入れのお手伝い

- ・年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・医療費の支払い
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い
- ・支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続き

◆大切な書類等のお預かり

銀行の貸金庫等を利用して、年金証書、通帳、実印等を安全にお預かりします。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害といった判断能力が低下した 方の法律行為を保護し、支援します。

高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方を 法律面や生活面で保護・支援します。

- 例)●預貯金の管理・解約
 - ●介護保険サービスの契約
 - ●不動産の処分 (家庭裁判所の許可が必要)
 - ●相続の手続き

本人の 財産と権利を 守ります

~ 本人の残存能力の活用

ノーマライゼーション

自己決定の尊重

生活福祉資金の貸し付け

低所得者や高齢者、障がいのある方の世帯に資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸し付けを行います。貸し付けには条件や審査があります。詳しくは当協議会へお問い合せください。

利用料

生活支援員による援助

1時間 1,200円

(別途、交通費がかかります。)

※1時間超えた場合、30分ごとに ▲400円かかります。

ボランティア活動やちょっとした困りごとの解決を推進します。

ボランティアセンター

ボランティアセンターへの登録、ボランティア活動保険の紹介・加入

ボランティアが、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人のモノを壊したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金が支払われる便利な保険です。

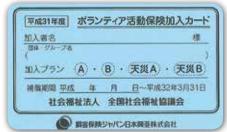
保険が適用される一例です

ボランティア活動中にケガをした。 ボランティア活動中に他人にケガをさせてしまった。 ボランティア活動中に他人のモノを壊してしまった…など。

●ボランティア活動保険補償期間

2019年4月1日~2020年3月31日までの1年間

- ※年度途中での加入が可能です。
- ※年度途中の加入であっても補償期間は 2020年3月31日までとなります。
- ※ボランティア活動保険加入日の翌日から、 補償の適用となります。



年間保険加入料一例

プ	ラ	ン	1名あたりの保険加入料		
基本Aプラン			350円		
天災	Αプ	ラン	500円		

ボランティアの養成に関する講座・研修会等の実施

●ボランティア育成講座

開催 6月~7月頃

ボランティア活動の基礎知識を学ぶことで、安心して継続したボランティア活動へつなげます。

●障がいを理解する講座

開 催 9月~10月頃

今後のボランティア活動の役に立つように様々な障がいについて理解を 深めます。

ボランティアのつどい

開催 12月~2月頃

ボランティアが一堂に会し、お互いが顔を見ながら意見や情報交換を行うことで、次年度の活動につなげます。

イベント等の開催と協力

■福ふくフェスティバルの開催、ボランティア活動調整など

開催日 7月27日(土)

多くのボランティアの協力を得て、毎年、様々な催しを企画し、開催しています。

●24時間テレビ「愛は地球を救う」 チャリティーキャンペーンの実施

街頭募金活動実施日8月25日(日)場所プラント5刈羽店時間10:00~16:00

村内ボランティアの育成を目的として実施します。

住民参加型支援

かりわささえ愛ねっと

地域住民と協力しながら日々の暮らしの中にあるちょっとした困りごとを解決し、「お互いさま」で支え合える地域づくりを推進します。

利用の流れ



❸サービス提供

4利用料支払



協力者(協力会員)



●申込み



②依頼(日程調査)

5活動報告

受付窓口

文 社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会

対象者

高齢者、障がいのある方

※怪我、病気、妊娠等で生活上支援を必要と する方もご相談に応じます。

お手伝いメニュー

- ●散歩の付き添いや話し相手
- 衣類の整理、補修
- ●簡単な住居の補修
- ●簡単な住居の掃除、ゴミ出し
- 薬とり、買い物
- 簡単な雪かき
- その他(応相談)

利用料

30分 100円

(+交通費100円)



登録者募集中! 😃

小物明为地域具等明





普段の犬の散歩の際に、隣近所の変わった様子がないか意 識して気にかけていただく見守り活動です。

見守り隊の証として、お散歩バッグを持って犬の散歩をしながら、お住まいの地域の見守りをお願いします。



メンバー登録の方法

刈羽村社会福祉協議会の窓□にて登録申請をしていただきます。(その際、ボランティア活動保険に加入していただきます。費用は社協負担。) 登録申請後、お散歩バッグを差し上げます。

注意事項

お散歩バッグは、第三者から見えるように持ってお散歩して下さい。この活動は、個人レベルの活動ですので、特別なコースを歩いたり、危険に近づいたりする必要はありません。

アレッ?!いつもと違う!と思ったら、刈羽村社会福祉協議会までご連絡ください。

高齢者のための総合相談窓口です。

地域包括支援センター

刈羽村社会福祉協議会が、高齢者のための 総合相談窓口として運営します。

刈羽村の受託機関です。安心してご相談ください。 相談は『無料』『秘密は守ります』

例えば、こんな相談に対応します

権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・お金の管理や福祉サービス等の 契約に関して自信がなくなってきて心配

家族の心配や悩み

- ・親の介護が大変
- ・日頃の介護で疲れてしまった

健康や介護保険

- ・足腰が弱ってきて心配
- ・退院後や今後の生活が心配 ・物忘れが出てきた
- ・介護保険について知りたい ・介護保険を申請したい

地域のこと

・ 近所の高齢者が心配



●お気軽にお問い合せください。

刈羽村大字割町新田180番地1 刈羽村農村環境改善センター内

電話: 0257-41-6520 FAX: 0257-41-6526

【相談時間】月曜日 ~ 金曜日 8:30~17:15 (祝日及び12月29日~1月3日を除く)

地域における支え合いの仕組みづくりを推進しています。

生活支援体制整備

高齢の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要なサービスを提供できる体制づくりや地域でお互いに支え合う仕組みづくりなど、「生活支援コーディネーター」を中心に生活支援体制の充実を行います。

生活支援コーディネーター

地域の支え合いを充実させるための活動を支援します

~地域支え合い推進員~

地域住民

自治会

社会福祉協議会

老人クラブ

NPO法人

民生委員・児童委員

ふれあい・いきいきサロン

生活支援サービス事業所

ボランティア

地域包括支援センター

社会福祉法人

介護サービスの支援や介護者のリフレッシュを推進しています。

居宅介護支援

ご自宅で介護を必要とする方を対象に、ご本人やご家族が 抱えている介護の不安や生活の課題を少しでも取り除き、 安心した生活が送れるよう支援に努めます。





介護者のつどい

在宅で高齢者等を介護している 方々の心身のリフレッシュや仲間 作り、介護情報の交換の場として 介護者のつどいを開催します。





<年間計画>

開催日時	場所	内 容	参加費	募集人員
5月28日(火) 9:30~15:00	上越市	ゆったり日帰り旅行 見学、食事と介護者同士の交流で リフレッシュ	1,500円	20名
7月9日(火) 9:30~11:30	刈羽村老人福祉センター 「ことぶき荘」	薬についての講話 講師 薬剤師様	無料	30名
9月19日(木) 9:30~13:00	刈羽村老人福祉センター 「ことぶき荘」	介護者同士の交流会 交流会&ランチ	500円	30名
11月21日(木) 9:30~11:30	刈羽村老人福祉センター 「ことぶき荘」	簡単に作れる素敵な小物づくり	500円	30名
2月27日(木) 9:30~11:30	刈羽村老人福祉センター 「ことぶき荘」	介護者の健康についての講話ほか	無料	30名

赤い羽根共同募金を財源に実施しています。

福祉教育

「ふ・く・し」について、様々なプログラムメニューを通して、福祉について学ぶ機会を提供します。

児童福祉推進事業

子どもの頃から福祉に対する興味関心を持ってもらえるよう、意識の啓発・活動支援を行います。

福祉のこころを育成します

保育園児、小学校児童、中学校生徒の活動支援、 福祉学習の授業の協力や福祉活動の事業協力、 福祉教育プログラムメニューの提供など。

福祉教育プログラムメニュー

小・中学生用に福祉を理解する様々なプログラムメニューを用意しています。詳しくは刈羽村社会福祉協議会へお問い合せください。

愛の絵はがき交換を通して交流を図ります

小学校児童と70歳以上の一人暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者 が年賀状の交換を通して交流をします。





福祉活動推進事業

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、自助の必要性を認識するとともに、互助の体制づくりに向け一般住民の方を対象に意識の普及・啓発を行います。

マイクロバス貸し出し

集落や老人クラブ、福祉団体、地域づくりなどの活動でバスが必要な時に貸し出しをしています。

刈羽村内に住所を有する営利を目的としない団体であって、団体が行う地域づくりや地域・在宅福祉の増進を目的に行う団体のほか、刈羽村内に住所を有する営利を目的としない当協議会特別会員に入会した団体であって、団体が行う地域づくりや地域・在宅福祉の増進を目的に行う団体にマイクロバスの貸し出しを行っています。

車 両 日野自動車 リエッセ乗車定員 28人乗り

貸し出しに必要な申請書等

- ①刈羽村社会福祉協議会入会申込書
- ②車両使用申請書
- ③運転者の運転免許証の写し
- ④車両運転経歴確認書
- ※民活センターへ運転を依頼する場合、
 - ③④の提出は不要です。



貸し出しには条件があります。詳しくは刈羽村社会福祉協議会へお問い合せください。

歳末たすけあい

赤い羽根共同募金を財源として、誰もがより良い年末年始を 過ごせるよう家事のお手伝いや正月用品等のお届けをします。

対象者

刈羽村で生活をされていて、下記のいずれかに該当する方

- ・要介護者 (要介護4または5)
- ・身体障がい者(身体障害者手帳1または2級保持者)
- ・知的障がい者 (療育手帳A保持者)
- ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級保持者)
- ・80歳以上の一人暮らし高齢者

サービス内容

- ①家事のお手伝いなど
- ②正月用品のお届けなど

● この事業の実施は冬期間です。 対象者・サービス内容等については、若干、変更になる場合があります。ご了承ください。

|米寿お祝い訪問



長年社会に貢献されたご努力に感謝するとともに記念品を 贈り、米寿をお祝いします。

対象者 昭和7年4月1日~昭和8年4月1日生まれの方

おいで家

3頁に掲載しています。

ボランティアセンター

5頁に掲載しています。

寝具類の洗濯を行います。

寝具洗濯消毒乾燥

寝具類の衛生管理が困難な高齢者や障がい者に対して、業者が寝具の洗濯消毒乾燥を行います。

対象者 ①布団洗濯のみ利用できる方

- ・重度心身障がい者の方 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者)
- ・介護保険認定者で要介護4、5の方
- ②布団洗濯とシーツ洗濯を利用できる方
 - ・寝具の衛生管理が困難な65歳以上の1人暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の方
 - ・①の要件を備えていて、同居の家族が管理困難な方
- 内 容 布団洗濯は、掛布団・敷布団・毛布各1枚を1セットとし、年3回実施。 シーツ洗濯は毎月実施。1回につき2枚まで。

経験や知識を活かして就業してみませんか。

刈羽村民活センター

60歳以上の働く意欲のある高年齢者に、臨時的・短期的な 就業を提供することで、自己の能力を活用した生きがいの 充実を図ります。

刈羽村民活センターでお受けしている仕事

家や畑の除草、簡単な剪定・枝おろし、屋内外の軽作業、障子はり、宛名、賞状書き、企業・お店・福祉 施設等の軽作業など。

- ※作業単価は民活センターまでお問い合せください。
- ※利用料は、各作業単価に事務費を合わせて請求させていただきます。

刈羽村民活センター会員募集

対象者 刈羽村在住で原則として60歳以上の健康な方 年会費 1,000円

●会員登録を希望される方は、刈羽村 民活センター事務局(刈羽村社会福祉 協議会内)で申し込みができます。

・般家庭、企業等の皆様へ

お什事お仟せください!

簡単な冬囲いや障子の張り替え、剪定、枝下ろし、草刈りなど・・・ ちょっとしたお仕事、お任せください!

会員募集中

その他 事業

福祉7団体への支援

7つの福祉団体の事務局を担当しています。

- ●刈羽村老人クラブ連合会
- ●刈羽村遺族会
- 刈羽村精神障害者家族会
- ●刈羽村手をつなぐ育成会
- 刈羽村身体障害者福祉協会
- 刈羽村母子寡婦福祉会
- ●刈羽村福祉ボランティア友の会

車いすの貸し出し

車椅子を無料で貸し出しています。通院や旅 行の際にご利用ください。

対 象 者 要援護高齢者及び心身障がい者

利用料無料

原則1週間以内。但し、本人の状況 貸与期間

及び使用方法等により、貸与期間を

2週間に延長することも可能です。



発行・問い合せ

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会

刈羽郡刈羽村大字刈羽1431番地1

電話 0257-45-2026 FAX 0257-45-2066

メール karisya@kariwasyakyo.or.jp